

第一〇四回

参第七号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律
(案)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 この法律において「大企業者」とは、前項第一号から第三号までの一に該当する者以外の者(会社及び個人に限る。)であつて事業を営むものをいう。

第三条後段を削り、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の場合においては、第三条の三第一項の認定その他の方法により、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮するとともに、小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。)の受注の機会の確保について特段の配慮をしなければならない。

第三条の次に次の四条を加える。

(中小企業官公需特定品目に係る受注機会の確保)

第三条の二 国等は、中小企業官公需特定品目(中小企業者によつてその生産量又は取扱量の相当部分が占められており、かつ、中小企業者に受注させることが適当と認められる物品の品目として政令で定めるものをいう。)に係る国等の契約を締結する場合において、競争に付するときはできる限り中小企業者のみを当該競争に参加させることとなるよう、随意契約によるときはできる限り中小企業者を当該契約の相手方とするようにしなければならない。

(官公需適格組合)

第三条の三 組合は、国等の契約の適正な履行を確保するために必要な適格性に関して通商産業大臣の定める組合の組織及び運営に関する基準に適合することについて、通商産業大臣の認定を受けることができる。

- 2 通商産業大臣は、前項の認定を受けた組合(以下「官公需適格組合」という。)が同項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
- 3 前二項に規定するもののほか、第一項の認定の申請、有効期間及び更新、認定証その他同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第三条の四 通商産業大臣は、前条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を、各省各庁の長等(国については財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長、日本国有鉄道又は公庫等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。)に通知するとともに、公表するものとする。当該認定の更新又は取消しをしたときも、同様とする。

第三条の五 通商産業大臣は、官公需適格組合の育成を図るため、組合に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

第四条第二項中「(国については財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長、日本国有鉄道又は公庫等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。)」を削り、同条の次に次の三条を加える。

(中小企業官公需専門官の選任等)

第四条の二 各省各庁の長並びに日本国有鉄道及び公庫等の長は、国等の契約に関する事務をつかさどる部局の職員の中から、中小企業官公需専門官(日本国有鉄道及び公庫等については、中小企業官公需専門員)を選任するものとする。

2 中小企業官公需専門官及び中小企業官公需専門員は、政令で定めるところにより、国等の契約に関し、中小企業者の相談に応じて、資格要件、入札に関する手続その他の事項について必要な指導を行うものとする。

(国等の契約に係る下請取引に関する指導)

第四条の三 各省各庁の長等は、国等の契約の相手方となつた大企業者が当該契約の履行に関し下請取引を行う場合には、当該大企業者に対し、中小企業者を活用するとともに当該下請取引を適正に行うよう指導するものとする。

(国等の契約の相手方、契約金額等を記載した書面の縦覧)

第四条の四 国等は、毎月一回、当該月の前月に締結した国等の契約に関し、政令で定めるところにより、当該国等の契約の相手方の氏名又は名称、契約金額等を記載した書面を作成して、公衆の縦覧に供しなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

(官公需適格組合の保護育成)

第六条の二 政府は、官公需適格組合の保護育成のため、技術上、資金上その他の必要な措置を講ずるとともに、国等の契約に関して官公需適格組合の受注の機会の増大を図るよう随意契約によることができる場合の拡大その他の必要な法制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第七条の次に次の二条を加える。

(政府が出資を行つている株式会社の努力義務)

第八条 政府が出資を行つている株式会社であつて政令で定めるものは、その事業に支障のない範囲内で、中小企業者の受注の機会の増大に配慮するように努めなければならない。

(大企業者の責務)

第九条 大企業者は、中小企業者に受注させることが適当と認められる工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に係る国等の契約について、中小企業者の受注の機会の増大を妨げないように配慮しなければならない。

2 前項の規定は、中小企業者であつて大企業者がその事業活動を実質的に支配している

ものについて準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の施行の際現に改正後の第三条の三第一項の認定に準ずる通商産業局長の証明を受けている組合は、通商産業省令で定めるところにより、同項の認定を受けたものとみなす。この場合において、改正後の第三条の四の規定の適用については、同条中「前条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を」とあるのは、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）の施行後遅滞なく、同法附則第二項の規定により前条第一項の認定を受けたものとみなされた旨を」とする。

理 由

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の施行の現状にかんがみ、官公需についての中小企業者の受注の機会の一層の増大に資するため、中小企業官公需特定品目、官公需適格組合、中小企業官公需専門官、大企業者の責務等に関する規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。